

子ども・子育て会議の役割について

1. 会議の目的

小田原市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、小田原市の子ども・子育て支援に関する施策の推進について調査審議等をするための会議体として、本市においては、平成25年4月に「小田原市附属機関設置条例」を改正し、「小田原市子ども・子育て会議」を設置しました。

※「小田原市附属機関設置条例」では、「小田原市子ども・子育て会議」の設置目的は次のように定められています。

子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項等につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。

2. 具体的な審議事項

(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定・見直しおよび実施状況の点検・評価について

本市では「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」の推進に取り組んでいますが、その実施状況についての点検・評価や計画の見直しを行う際に子ども・子育て会議委員の皆様から御意見をいただきます。

なお、令和4年度の会議においては上記に加え、「子どもの貧困対策推進計画の策定」に関する審議を予定しております。

| 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | ★ 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-------------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|--------------------------|-----------------------|-----------|-----------|
| 小田原市子ども・子育て支援事業計画 | | | | | 見直し | | ・中間見直し ・貧困対策推進計画策定 | ニーズ調査 | 計画見直し |
| | | | | | | 第2期小田原市 子ども・子育て支援事業計画 | | | |

(2) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の決定について

子ども・子育て支援給付の対象となる幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業等の利用定員を定める際に御意見をいただきます。

(3) その他

本市の子ども・子育て支援に関する様々な事項について、御意見をいただきます。